

合同チーム編成の登録申請・承認規程

- 1 合同チームの編成を希望する中学校は、それぞれの校長の合意により、次のとおりに申請手続きを行う。
 - (1) 申請希望校は、所属する地区中学校体育連盟(以下：地区中体連)事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書(様式1)」(以下：申請書)の配布と説明を受ける。
 - (2) 申請希望校にて申請書を作成し、それぞれの校長の確認(職印)を受け、所属する地区中体連会長へ提出する。
 - (3) 申請のめ切は、原則として各地区大会の開催1ヶ月前までとし、各地区中体連が定めた期日とする。

- 2 申請を受けた各地区中体連は、次のとおり申請内容を審査し、適正な合同と判断した場合は、申請校校長へ「合同チーム編成承認書(様式2)」を発行し、大会参加を承認する。
 - (1) 申請を受けた各地区中体連は、地区中体連競技専門部に対して、申請内容の『審査』を依頼する。
 - (2) 審査依頼を受けた地区中体連競技専門部は、申請内容を検討し、適正な合同チーム編成か否かを協議し、各地区中体連へその審査内容を報告する。尚、同時に合同チーム参加に伴う地区大会の運営について協議を行っておくこと。

- 3 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約
 - (1) 合同チーム編成による大会参加を承認した各地区中体連事務局は、「申請書」及び「承認書」の写しを県中学校体育連盟(以下：県中体連)事務局へ提出し、内容の報告を行う。
 - (2) 県中体連事務局は、各地区よりの合同チーム編成による大会参加についての集約内容を確認し、各競技の県中体連競技専門部に連絡する。

- 4 合同チーム大会参加資格の抹消
 - (1) 各地区中体連より大会参加を承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その参加資格を失うこともある。
 - ① 本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかとなった場合
 - ② 「合同チーム編成規程」ならびに「登録申請・承認規程」に違反した場合